

# ラベルバンク新聞

発行所  
株式会社ラベルバンク  
大阪市淀川区西中島5-12-8  
新大阪ローズビル6F  
TEL: 06-6838-7090  
FAX: 06-6838-7091  
http://label-bank.co.jp/  
support@label-bank.co.jp

## 第128号

2019年8月9日、消費者庁は「製造所固有記号制度の運用に係る周知・普及について」を通知し、新制度に基づく固有記号が必要な場合は、12月27日(金)までの届出をするよう呼び掛けています(届出が集中しており、それ以降に届出されたものの審査完了が経過措置期間をまたぐ可能性があるため)。今回の通知内容に加えて、製造所固有記号制度の運用の改正について、あらためてこちらにまとめてみたいと思います。

### 通知の内容

- ・今回の通知内容は、以下のとおりです。
- ・経過措置期間終了(2020年3月31日)後に製造される食品は、新制度に基づく表示を付す必要がある。
- ・製造所固有記号も従来の固有記号は使用できなくなるため、新制度に基づく固有記号の届出を行う必要がある。
- ・固有記号を使用予定であるが、またこの届出を行っていない食品関連事業者は、速やかに届出を行う必要がある。

平成27年4月1日に施行された、食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号、以下「新制度」という)に基づきまして、経過措置期間が令和2年3月31日をもって終了となり、経過措置期間終了後に製造される食品は新制度に基づく表示を付す必要があります。

現在、食品関連事業者におかれましては、新制度に基づく表示を付した包装資材の切替えに向け、順次御対応いただ

## 製造所固有記号の届出について ～切り替えが必要な場合は、年内の届出を～

製造所固有記号(以下「固有記号」という)についても従来(平成28年3月31日)以前の固有記号は使用できなくなるので、引き続き使用する場合は、新制度に基づく固有記号の届出を行う必要があります。そのため、従来の固有記号を使用予定であるが、またこの届出を行っていない食品関連事業者は、速やかに届出を行う必要があります。

なお、経過措置期間の終了が目前に迫り、現在、固有記号の届出が集中しており、その処理に時間を要しております。そのため、これから届出を行う食品関連事業者につきましては、期間に十分な余裕をもって届出をしてくださいます。現在の届出件数と処理状況から、令和元年12月27日(金)までに届出されたものについては、令和元年度内に審査が完了いたしますが、それ以降に届出されたものについては、審査完了が年度をまたぐ可能性があります。これを申し添えます。

経過措置期間終了後も製造所固有記号を使う予定のある人で、まだ届出していない人は、年内に届出をしてくださいます。この通知は、年内に届出をしてくださいます。この通知は、年内に届出をしてくださいます。この通知は、年内に届出をしてくださいます。

経過措置期間終了後も製造所固有記号を使う予定のある人で、まだ届出していない人は、年内に届出をしてくださいます。この通知は、年内に届出をしてくださいます。この通知は、年内に届出をしてくださいます。

**新制度に基づく固有記号について**

新制度における製造所固有記号は、包材の共有化のメリットが生じる場合のみ認められることとなります。原則として、同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り利用可能(業務用食品を除く)です。「同一製品を2以上の工場」で製造する場合については、以下に詳しい説明があります。

製造所固有記号の表示は、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合のように、包材の共有化のメリットが生じる場合にのみ認められます。

引用：「食品表示基準Q&A」別添 製造所固有記号(固有記号1)3より

- ア「同一製品」とは、同一の規格で同一の包材を使用した製品をいう。
- イ「同一製品を2以上の製造所で製造している場合」とは、製造所固有記号の届出時に、次の2つの要件を満たすものとする。
  - (a) 2以上の製造所が、それぞれ、食品の衛生状態を最終的に変化させる場所であること。
  - (b) 製造所固有記号の使用によって包材が共有化されること。

引用：「食品表示基準について」(加工食品)1義務表示事項(6)⑤より

右記の要件に当てはまらない場合は、新制度の下では製造所固有記号を使用できません。つまり、新制度移行前に製造所固有記号を使用していた場合で、上記要件を満たさない場合は、新制度において製造所固有記号を使用することができず、製造者等の表示が必要になる、ということになります。

なお、「同一製品を2以上の製造所で製造している場合」の具体的な考え方に付しては、食品表示基準Q&Aの記載を参照してください。回答を要約すると、①は該当しません。②③は製造計画書を添付して届け出るのであれば該当します。④は「届出時は該当しますが、1工場になった時点で製造所固有記号の使用を止め、記号の廃止の届出を行う必要があります」となります。

以下の場合は、「同一製品を2以上の製造所で製造している場合に該当します」が、

- ① 中間加工原料を製造する工場と、その後、それを用いて最終製品を製造する工場の2工場で製造する場合
- ② 繁忙期(例えば、年末の1〜2か月間)だけ、2以上の工場で製造する場合
- ③ 新商品について、売行きがよい場合には、2以上の工場で製造する予定がある場合
- ④ 届出時には2以上の工場で製造しているが、届出の有効期間内に製造を縮小し、いずれ1工場で製造する予定がある場合

引用：「食品表示基準Q&A」別添 製造所固有記号(固有記号1)1より

### 製造所固有記号を使用できる場合には

新制度の下で製造所固有記号を使用できる場合には、以下の対応が必要となります。

- ・新制度に基づく固有記号の届出すること
- ・表示の際には製造所固有記号に「1」を冠すること
- ・次のいずれかの表示をすること
  - ① 製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
  - ② 製造所所在地等を表示したWebサイトのアドレス等
  - ③ 当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等

該当する方は、一度通知を確認のうえ、早めの届出をされるとよいでしょう。

(川合)

参考：製造所固有記号制度の運用に係る周知・普及について(消費者庁)  
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling\_information/pdf/food\_labeling\_information\_190873\_0001.pdf

## ミニコラム 「ビールの表示について」



近年クラフトビールが盛り上がりを感じますね。大手メーカー様の商品と比較すると割高に感じられることもありますが、それぞれの醸造所独自の商品に魅力を感じる方も多いと思います。そこでクラフトビールとはそもそも何なのか、地ビールとは違うものなのかについても触れながら、今回はビールの表示について取り上げたいと思います。

まず、「地ビール」については国税庁のHPに次のように記載されています。

『一つの製造場でのビールの年間の製造見込数量が2,000キロリットル以下の小口醸造ビールを地ビールといいます。平成6年4月の酒税法改正により、ビールの製造免許を取得する際の要件である最低製造数量基準が、2,000キロリットルから60キロリットルに引き下げられたことから、小規模なビールの製造が可能となりました。』

また、「クラフトビール」については日本では明確な定義はないようでしたが、現在のところ「クラフトビール=地ビール」との認知が多いのではと感じられます。

一方アメリカでは、こういう醸造者が地ビール醸造者と考えられているというおおまかな概念は存在していたので、興味を持たれた方はこちらをご覧くださいと思います。

<https://www.brewersassociation.org/statistics-and-data/craft-brewer-definition/>

いずれのビールであっても表示が必要となる点に変わりはありません。酒類の表示については、食品表示基準や公正競争規約の他、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律等から表示事項を確認していくこととなります。表示は、それぞれに基づく表示内容が満たされている必要があり、どれかの基準に基づく表示のみをし、他の基準の表示を省略することはできません。食品表示基準において酒類に定められている表示は次の通りです。

「名称」、「添加物」、「内容量」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」、「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」、「遺伝子組換え食品に関する事項」、「原料原産地名」(輸入品を除く。)(食品表示基準第3条第1項、同条第2項)

※食品表示基準においては、酒類は「原材料名」、「アレルゲン」、「原産国名」の表示を要しないこととされており、表示義務は課されていません。(食品表示基準第5条)

(参照：食品表示法における酒類の表示のQ & A問8一部引用)

また、食品表示基準では「保存の方法」、「消費期限又は賞味期限」、「栄養成分の量及び熱量」についても表示の省略が可能となります。

次に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律についてですが、普段酒類を取り扱わない方にとってはほとんど接点のないものかと思えます。こちらでも食品表示基準などと同様に表示すべき事項が定められており、例としては酒類の品目、アルコール分、20歳未満の者の飲酒防止に関する表示等となります。

今回はビールをテーマとしていますので、こちらのコラムでは「ビールの表示に関する公正競争規約」をメインに表示事項を確認していきたいと思えます。

まずは「必要な表示事項」についてです。こちらについては義務表示になりますので問題ないかと思えます。

- (1) ビールである旨
- (2) 原材料名
- (3) 賞味期限
- (4) 保存方法
- (5) 内容量

- (6) アルコール分
- (7) 事業者の名称及び所在地
- (8) 取扱上の注意等

次に「特定用語の表示基準」です。ビールについて次の用語を使用の場合はそれぞれ基準に従う必要があります。これは日本語以外での表示であっても同様となります。

(1) ラガービール  
貯蔵工程で熟成させたビールでなければラガービールと表示してはならない。

(2) 生ビール及びドラフトビール  
熱による処理(パストリゼーション)をしないビールでなければ、生ビール又はドラフトビールと表示してはならない。この文言を容器又は包装に表示する場合は、「熱処理していない」旨を併記して表示しなければなりません。

(3) 黒ビール及びブラックビール  
濃色の麦芽を原料の一部に用いた色の濃いビールでなければ、黒ビール又はブラックビールと表示してはならない。

(4) スタウト  
濃色の麦芽を原料の一部に用い、色が濃く、香味の特に強いビールでなければ、スタウトと表示してはならない。

※(1)~(3)までの文言は、ビールである旨が明瞭である場合には、当該文言中のビールの文字を省略し、単に「ラガー」、「生」などと表示することができる。

- ・「特製」、「吟醸」等製造方法に関する文言は、施行規則で定めるところにより表示することができる。
- ・「高濃度」、「高純度」、「高アルコール」等品質、成分に関する文言は、施行規則で定めるところにより表示することができる。

最後に「不当表示の禁止」についてです。表示してはならないとされている表示ですので、こちらも確認されることをおすすめします。

主に商品の内容や品質などに誤認をあたえる表示が禁止されており、「原産国、産地等について誤認されるおそれがある表示」、「原材料の原産国について、あたかもその原産国のもののみを用いているかのように誤認されるおそれがある表示」等があげられています。不当表示の禁止については、公正競争規約施行規則に具体的に記載されていますので、そちらもご確認いただければと思います。

今回は地ビールということで「ビールの表示に関する公正競争規約」より確認いたしましたが、輸入品のビールについては「輸入ビールの表示に関する公正競争規約」がございますので、輸入品についてはそちらをご確認ください。

ビールについては平成29年度の税制改正により定義が拡大されたことによりこれからさらにクラフトビール(今回は地ビールと同意いたします。)が賑わいを見せるのではと思います。アルコールですので適度に楽しみながら、その地域や醸造所ならではのビールを飲み比べつつ各々の好きなビールを見つけてみてはいかがでしょうか。

(齊藤)

(参照)

お酒に関する情報 ビール・発泡酒に関するもの(国税庁)  
<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/sake/abc/abc-beer.htm>

ビールの表示に関する公正競争規約及び施行規則  
[http://www.jfftc.org/rule\\_kiyaku/pdf\\_kiyaku\\_hyouji/038.pdf](http://www.jfftc.org/rule_kiyaku/pdf_kiyaku_hyouji/038.pdf)

輸入ビールの表示に関する公正競争規約  
[http://www.jfftc.org/rule\\_kiyaku/pdf\\_kiyaku\\_hyouji/039.pdf](http://www.jfftc.org/rule_kiyaku/pdf_kiyaku_hyouji/039.pdf)

### 今月の「お気に入り」言葉

Beer is proof that God loves us and wants us to be happy.

(ベンジャミン・フランクリン)